



旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和4年 1月31日

発信課	福祉保険部介護保険課
担当者	介護保険課長 森山
連絡先	電 話 0166-26-1111 (内線 5302)
	F A X 0166-29-6404
	E-mail kaigohoken@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	1月 31日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	亡くなられた介護保険被保険者の保険料の還付漏れについて
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	別紙のとおり
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望 する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当 たってのお願い	
備 考	

令和4年1月31日

各報道機関 様

介護保険課長

亡くなられた介護保険被保険者の保険料の還付漏れについて

1 概要

亡くなられた被保険者へ還付する介護保険料の還付漏れがあったことが判明しました。

介護保険料を年金からの引き去り（特別徴収）により納付されていた被保険者が亡くなられた場合、年金機構における未支給年金に係る手続き終了後の、概ね亡くなられてから2～4か月後に、年金機構から旭川市に対して還付金が生じる被保険者について通知があり、それを受けて旭川市において相続人の調査等を行い、年金機構から通知のあった翌月ないし翌々月に相続人等へ還付手続きを行っています。

この度、北海道上川総合振興局による介護保険事業市町村（保険者）指導に係る調書を作成する過程で、関係書類等を精査したところ、令和3年3月23日付けで年金機構から通知のあった被保険者に係る還付処理を行っていないことが判明したものです。

2 原因

年度替わりに際し、適切な事務の引継ぎが行われず、処理済みの書類と処理未済の書類を混在して保管していたことによります。

3 対象者

令和3年3月23日付けで年金機構から通知があった被保険者195人
（対象者のうち相続人等判明分167人、相続人等調査中28人）

4 還付漏れ保険料総額

1,881,400円（最大23,500円、最小600円）

5 対象者への対応

相続人等に対し、お詫びの文書を還付通知とともに令和4年1月31日付けで発送いたします。

6 再発防止策

定例の事務処理について、事務処理を一覧化して毎月の処理予定日を整理し、処理後には処理日を記載することで、進捗状況を確実に把握し、係全体で共有して、手続き漏れがないよう取り組みます。

問合せ先

担当課：福祉保険部介護保険課

森山

電話：(代表) 0166-26-1111 (内線 5302)

【経過】

令和3年3月25日（木）	年金機構から令和3年3月23日付け通知を受理 ・還付対象は 195件 保険料総額1,881,400円
4月上旬	年度替わりの担当者間引継ぎ ・処理済みの書類と処理未済の書類を混在して保管
令和4年1月 7日（水）	北海道上川総合振興局から「令和3年度介護保険事業市町村（保険者）指導の実施について」通知 ・「介護保険次号保険者指導調書」の資料作成依頼
1月20日（木）	関係書類を精査したところ、還付処理を行っていなかったことを把握、直ちに相続人調査等を実施
1月27日（木）	195件のうち167件について相続人等を確認、28件については調査を継続 概要等を整理し、担当副市長へ報告
1月28日（金）	市長及び総務部へ報告
1月31日（月）	相続人等に対し、お詫びの文書を還付通知とともに発送（予定）
2月10日（木）	相続人等の口座へ還付金を振込み（予定）